

# びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部学友会規約

## 第1章 総則

第1条 本会は、びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部学友会と称する。

第2条 本会は、建学の精神にもとづき、会員の自主的な活動によって人格の向上と学問の追及をめざすとともに、相互の親睦を深め、学生生活の一層の充実発展をはかることを目的とする。

## 第2章 組織および役員

第3条 本会は、びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部学生をもって組織する。

第4条 本会には、次の役員をおく。

- (1) 会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名、幹事若干名、監事2名
- (2) 代議員各クラス・ゼミより1名、各クラブ部長1名
- (3) 実行委員（必要と認めた場合、組織し選出）

第5条 本会の役員選出については、全学生から公募し、候補者多数の場合は旧学友会役員での選挙とする。

第6条 本会の顧問として、学生部長および若干の教職員を委嘱する。

第7条 本会の役員の任期は1年とし、その任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、学生総会、役員会等の事項を総轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 書記は、総会ならびに役員会等の記録事務にあたる。
- (4) 会計は、本会の会計事務にあたる。
- (5) 監事は、年度末に会計帳簿等を監査し、結果を総会に報告する。
- (6) 他の委員は、会長の指示のもとに会務をつかさどる。
- (7) 会長、副会長、書記、会計の7名を本部役員とする。

## 第3章 役員会および学生総会

第8条 本会は、次の会議をもつ。

- (1) 学生総会
- (2) 本部役員会
- (3) 代議員会
- (4) クラブ部長会
- (5) 実行委員会

第9条 学生総会は会長が招集し、次の事項を審査決定する。

- (1) 年度の活動方針
- (2) 予算および決算
- (3) 規約の改正
- (4) その他重要事項

第10条 学生総会ならびに代議員会の議事は、出席者の過半数をもって可決し、同数の場合は議長が決する。

第11条 学生総会の議長は、会員より1名選出、副議長は議長の指名による。

第12条 学生総会および各種会議等において、顧問は適切な指導助言を行うものとする。

第13条 代議員会は、学生総会につぐ議決機関とする。またこれをもって学生総会にか  
えることもできる。ただし、この場合は決議事項を公示する。

第14条 代議員会の議長は、代議員中より1名選出、副議長1名は議長の指名による。

#### 第4章 規約の改正

第15条 規約の改正は、総会で議決し、学長の承認を得なければならない。

#### 第5章 経理及び会計

第16条 本会の経費は会費、補助金、その他の収入をもってあてる。

第17条 会費は年額15,000円とする。

① びわこ学院大学は、入学時に2年分と3回生前期授業料納入時に2年分を  
納入する。

② びわこ学院大学短期大学部は、2年分を入学時に納入する。

第18条 学生及び保護者が死亡した場合、10,000円を弔慰金として贈る。

第19条 会計年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

第20条 会計決算は監査を受け、学生総会または代議員会の承認を得なければならない。

#### 附 則

1. 本規約は平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

1. 本規約は平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

1. 本規約は平成30年4月1日から施行する。

ただし、第17条については、平成30年度入学生から適用する。

#### 附 則

1. 本規約は令和5年6月1日から施行する。